

西ノ島町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年11月30日

西ノ島町農業委員会

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、西ノ島町の農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成29年3月)	279.1 ha	8.9 ha	3.1%
3年後の目標 (平成32年3月)	281.4 ha	6.5 ha	2.3%
目 標 (平成35年3月)	283.2 ha	4.7 ha	1.6%

※目標設定の考え方 遊休農地の1割を解消目標としている

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な取り組み方法

利用状況調査で遊休農地になる恐れがある農地の確認をした場合、必要に応じて遊休農地所有者に対し指導・相談をおこなう。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成29年3月)	279.1 ha	15.7 ha	5.6%
3年後の目標 (平成32年3月)	279.1 ha	16.4 ha	5.8%
目 標 (平成35年3月)	279.1 ha	16.9 ha	6%

※目標設定の考え方 遊休農地の1割を集積目標としている

(2) 担い手への農地利用に向けた具体的な取り組み方法

管内農業者の経営意向を把握するためのアンケート調査、又は聞き取り調査の実施により農地所有者及び農業者の調整を行い、農地集積につなげる。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (参入面積)
現 状 (平成29年3月)	0 経営体 (0 ha)
3年後の目標 (平成32年3月)	3 経営体 (0.3 ha)
目 標 (平成35年3月)	6 経営体 (0.6 ha)

※目標設定の考え方 毎年1経営体、0.1haずつ参入

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

利用状況調査の結果を踏まえ、農地の適正な管理と把握に努め、必要に応じて新規参入希望者へ相談を行う。